



Q 交付通知書(はがき)や更新の案内が届かないのはなぜ？

A マイナンバー関係書類は、住民票の住所宛てに転送不要郵便で送られることになっています。転送届を郵便局に出している人はこれらの書類が届かない場合があります。交付通知書の受け取りを希望する場合は、転送を止めてから、市民課マイナンバーカード係に問い合わせてください。



Q 交付通知書(はがき)の受取期限までにカードの受け取りができない時はどうすればいいの？

A 印字されている受取期限は目安です。期限を過ぎてもカードは受け取れます。一定期間を経過した人には受け取りの催告書が送付されます。



Q マイナンバーカードを紛失してしまった時はどのような手続きが必要なの？

A マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)に電話して、カードの一時利用停止手続きを行ってください。カードが見つかった場合は、本人が窓口で一時利用停止解除の手続きを行ってください。新しくカードを申請する場合は、市民課マイナンバーカード係へ問い合わせてください。



Q マイナンバーカードの取得や保険証の利用登録をしないと、医療費が全額負担になるの？

A マイナ保険証を利用していなくても、資格確認書を提示することで定められた窓口負担割合で受診できます。



Q 医療機関・薬局でマイナ保険証を利用した際に古い情報が表示された。何か手続きが必要なの？

A 表示されたのは保険証の情報で、マイナンバーカードの情報ではありません。表示された内容については、加入している保険者に問い合わせてください。



Q 現在使っているマイナンバーカードは自動でマイナ免許証になるの？

A 自動でマイナ免許証にはなりません。マイナ免許証の利用を希望する場合は手続きが必要です。群馬県総合交通センター(☎027-253-9300)へ問い合わせてください。



問い合わせが多い マイナンバーカードのQ&A

マイナンバーカードは、本人確認ができる顔写真付きのカードです。本人確認の他にも、コンビニでの証明書の発行や確定申告など暮らしのさまざまな場面で役立ちます。本市では、約78.6%の人が取得しています(令和7年6月末時点)。今回はマイナンバーカードについて市民の皆さんからの問い合わせが多いものを紹介します。

問 市民課(☎27-6276)



▲市HP



Q マイナンバーカードの手続きは市役所本庁舎でないとできないの？

A 市役所本館1階市民課マイナンバーカード係や、各支所市民サービス課で手続きができます。



Q 自宅にマイナンバーカードの更新の通知が届いたけど、どのような手続きが必要なの？

A マイナンバーカード更新手続きは2種類あります。それぞれ手続き方法が異なります。更新の通知の表題にカード有効期限(①)または電子証明書有効期限(②)の更新の内容が記載されていますので確認してください。

①【未成年時に発行された場合の5年更新および成人の10年更新】

新しいマイナンバーカードの発行が必要です。更新の通知に同封されている二次元コード付きの申請書を使用して郵送またはオンラインにて申請をしてください。

②【成人の5年更新】

カード内のデータ更新が必要です。本人がマイナンバーカードを持って窓口で更新手続きができます。

※カード有効期限(①)と電子証明書有効期限(②)が同じ期限の場合は①の手続きになります



Q マイナンバーカードの各種手続きは必ず本人でないとけないの？

A 原則本人による手続きが必要ですが、やむを得ない場合や手続きの内容によっては代理人による手続きが可能です。本人でなくてもできる主な手続きは次のとおりです。

【マイナンバーカードの代理受け取りができる人】

本人が、高校生以下または長期入院中、施設入所中、75歳以上、障害のある場合は代理で受け取りが可能です。

【マイナンバーカード内のデータ更新など、その他の手続き】

本人のマイナンバーカードと代理人の顔写真付き本人確認書類、封筒に入れて封をした照会書兼回答書を持って窓口に来てください。



▲市HP

